仕様書

1 委託業務名

令和6年度理系人材育成事業企画運営等業務

2 事業目的

我が国の未来社会の姿として提唱されている Society5.0 では、生成 AI やロボットなどの新たな『テクノロジー』とビッグデータ活用に代表される『データサイエンス』が、社会変革に影響を与える大きな要素となっている。

子どもの頃から、テクノロジーやデータサイエンスなどに触れ、理系的発想を育む機会を創出することなどにより、子どもたちの科学技術へ興味・関心を高め、進路や職業選択のきっかけとし、佐賀県の将来における理系人材育成の機運を醸成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月曜日)までとする。

4 委託業務内容

(1) ロールモデルによる理系職を学ぶセミナーの企画及び実施

文系、理系の進路選択の時期(高校1年生頃)に、ロールモデルとなる講師(現役で活躍中の理系職講師)が自身の具体的な実績や進路選択の経験などを紹介することにより、学生が自らのキャリア形成を考えるうえで参考となるセミナーを企画し、実施する。

(ア) 対象者

普通科系高校生(1年生) ※一部中学生(3年生)を含む

(イ) 実施場所

県立高校 ※資料1実施学校一覧のとおり

(ウ) 実施回数

4回(各1~2コマ) ※1コマ 50 分

※実施日数は4日を想定

(エ) 実施時期

8月~10月の平日 ※詳細は県及び学校と調整して決定する

(オ) 講師等について下記(4)に記載

(力) 実施内容

提案による

(実施イメージ)生徒が自身の進路や就職の選択の参考になるように、現役の研究者や技術者などの理系職の講師が、自身が携わる研究や事業を語り、どのような動機でその職を志すようになったか、その職に就くにはどのような進路選択や学生の時の勉学が役に立ったか等を

伝える企画とすること。

(2) 科学のすばらしさを知ってもらう出前講座の企画及び実施

最先端の分野で活躍する科学者や技術者が学校を訪問し講話を行う。講師が携わる具体的な事例をもとに、社会の中で科学技術が社会を下支えしていることに気づき、そのすばらしさや重要さを知り、理系職の魅力を感じるきっかけとなる出前講座を企画し、実施する。

(ア) 対象者

中学生

(イ) 実施場所

県立中学校

※資料1実施学校一覧のとおり

(ウ) 実施回数

3回(各50分)

※実施日数は3日を想定

(エ) 実施時期

10月~12月の平日

※詳細は県及び学校と調整して決定する

(オ) 講師等について 下記(4)に記載

(カ) 実施内容

提案による

(実施イメージ)

- (例①) 身近な家電(お掃除ロボット、AI 搭載炊飯器 等)の研究者または開発者が講師の場合:カメラや各種センサーから得られたデータを AI が解析し、システムが自ら最適な対応を導き出している。
- (例②)気象予報会社の技術者が講師の場合:身近な天気予報の中に「衛星」「通信」「観測」 「解析」「未来予測(AI)」等の様々技術が複合的に活かされている。

(3) 科学技術を感じるワークショップの企画及び実施

科学技術に関する本格的なワークショップの体験を通して、参加児童に科学技術のすごさ、おもしろさを感じさせ、興味、関心を高めるワークショップを企画し、実施する。

(ア) 対象者

小学生(高学年)

(イ) 実施場所

市町立小学校

※資料1実施学校一覧のとおり

(ウ) 実施回数

28回(各1~2コマ)

※1コマ 45 分、2コマの場合、別に休憩あり

※実施日数は17日程度を想定

※1日に複数回実施する場合もある

(エ) 実施時期

8月~令和7年2月の平日 ※詳細は県及び学校と調整して決定する

(オ) 講師等について 下記(4)に記載

(カ) 実施内容

提案による

(実施イメージ)プログラミング、工作(ロボット組立)、化学薬品の調合(アロマ石鹸)等 複数の テーマを提案すること。

(4) 講師等の提案、取組内容の調整及び教材の調達等業務

上記(1)、(2)、(3)の取組において、講師等を提案し取組内容を調整し実施すること。

(ア) 講師等の提案

表1に示す以上の人数で構成すること。ただし、一部は県が指定する講師及びファシリテーター を登用することとし、費用負担は表2のとおりとする。

なお、理系へ進学、就職する女性比率が低い社会情勢を鑑み、可能な限り女性講師を登用す ること。

表 1【各取組に係る講師等と人数(1回あたり)】

	講師	ファシリテーター	補助者
(1)ロールモデルセミナー	2名※1	1名	_
(2)出前講座	1名※1	1名	_
(3)ワークショップ	1名※2	_	2名※2

※1:現役の科学者や技術者を想定

※2:ワークショップに適した講師と補助者(1学級の児童最大40人)

表2【県が指定する講師等と費用負担】

●出演回数	ロールモデルセ	出前講座	ワークショップ	費用負担
	ミナー 全4回	全3回	全 28 回	
五十嵐 美樹氏※3 (県指定)	2回(2日)		3回(3日)	
	(ファシリテーター)		(講師)	
京乃 はる氏※3 (県指定)			4回(2日)	
			(講師)	
とういんくる星美氏※3 (県指定)		1回(1日)		受託者
		(ファシリテーター)		
ファシリテーター※4 (提案)	2回			
講師(科学者)※5 (提案)	3回	2回(1名×2)		
講師(技術者)※5 (提案)	3回	2回 (14 ^2)		

講師(ワークショップ)※6 (提案)			21回(12日)	
ファシリテーター(県調達)*7		2回		
ゲスト講師(科学者) (県調達)*7	1回			県
ゲスト講師(技術者) (県調達)*7	1回	1回		

※3:(株)ワオ・エージェンシー/ワオ・コーポレーション所属タレント

- ※4:ファシリテーターは、講師の説明を補足したり、参加者目線で質問をしたり話を誘導する役割
- ※5: 参加者が興味をいだく研究を行っているか、業種で活躍している人物を想定。すべての回が同じ人物である必要はない。
- ※6:ワークショップは各回1テーマであるが、複数のテーマで実施可能。すべての回が同じ講師である必要はない。
- ※7:受託者は県が調達するゲスト講師等とも日程や内容の調整を行うこと。
- ※カッコ内の実施日数は、現時点の想定であるため、変更がある可能性がある。

(イ) 取組内容の調整

・講師と取組の内容を調整し、事前に県と協議のうえ実施すること。

(ウ) 教材の調達

- ・取組内容に応じた、教材を準備すること。
- ・ワークショップでプログラミング、工作を実施する場合は、下表の相当のものとする。ただし、五 十嵐氏、京乃氏に係る教材は、両氏が指定するもの(1人あたり1,000円(税別)程度)とする。

【プログラミング】

•コロボライト2 MR-007

【工作】

- ・燃料電池ミニバギー JS-6211
- ・ペットボトルソーラーカー JS-691
- ・とことこペンギン JS-6521
- ・ワークショップに係る教材の数量は下記を想定(予備を含む)

五十嵐氏、京乃氏に係る教材	140人分
その他ワークショップ	560人分
合計	700人分

※ワークショップについては、グループワークも可能とし、その場合一人一つ教材を準備する必要はない。

(エ) 留意事項

・委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面 によりあらかじめ県の承諾を受けた場合及び県が指定する講師等に関する業務の再委託につ いてはこの限りではない。

- ・県が負担する講師の費用(謝金、旅費等)以外は委託費用の中で賄うこと。
- ・県が指定した講師が予期せぬ事情で対応できなくなった場合、代替の講師を(株)ワオ・コーポレーションと調整すること。
- ・基本的に学校に備えてある機材(マイクやスピーカー、プロジェクター、黒板等)は使用できるものとし、それ以外で実施上必要なものは、受託者において準備し、設置及び撤去すること。
- ・学校から借用したものは、原状復帰で返却すること。

(5) 委託料

10,170千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

(6) 記録映像作成・アンケート等

(ア)記録映像の作成

- ・本事業で訪問しない学校が視聴することができるように映像を記録、編集すること。
- ・視聴環境は、voutube 等インターネットでの限定公開を想定したデータ形式で納品すること。
- ・撮影及び編集する数量は、以下のとおりとする。

(1)ロールモデルセミナー :2回

(2) 出前講座 : 2回

(3)ワークショップ :2回

(イ)アンケートの作成及び集計

・参加者に対して、アンケートを実施し、集計・分析した結果を報告すること。アンケートの内容は、 県と協議の上決定すること。

(7) 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう、工程表を作成し、進行管理を行うこと。

(8) 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。

(9) 本業務委託の完了報告

委託事業終了後、事業実施報告書を速やかに提出すること。本業務を実施する際に生じた領収書等の証拠書類について適切に管理・保管をすること。

5 納品物

(1) 行程表

[部数:1部 媒体:データ]

(2) 業務完了報告書

[部数:1部 媒体:紙]

(3) 本業務において作成した資料等

[部数:1部 媒体:紙及びデータ(PDF等)]

(4) 本業務において作成したアンケート集計データ

[部数:1部 媒体:紙及びデータ(エクセル)]

(5) 当事業で作成した映像データ

「部数:1部 媒体:USB フラッシュメモリ等]

(6) その他、佐賀県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

6 本業務委託の委託料の支払方法

完了払とする。ただし、受託額の3割を上限に前金払いを県に請求できる。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、発注者と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る発注者からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (2) 受託者は、本業務を履行するうえで知りえた情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に 定めるすべての権利を含む)は、佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物(写真、イ ラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、 制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ア) 県内学校へ教材提供
 - イ)講演会、イベント等での紹介・上映などの広報活動
- (5) (2)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用 負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (6) 業務の遂行にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- (7) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (8) 仕様書について疑義が生じた場合については、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。